平成２３年（フ）第３８５号
埼玉県入間市大字南峯419番地７　日鶴荘
債務者　細谷　喜巳
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第３９７号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目７番23号　山崎荘103
債務者　藤田　惠子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第３９９号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目18番地15　Ｃ―101
債務者　齊藤　直明
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第９２号
千葉県香取郡多古町水戸１番地59　水戸ハイツＣ―101
債務者　飯田　俊雄
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２３年（フ）第９４号
千葉県香取郡多古町西古内401番地３
債務者　前田　文子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２３年（フ）第９６号
千葉県山武郡大網白里町木崎579番地４
債務者　三浦　亮一（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２３年（フ）第１８４号
新潟県五泉市宮野下6213番地２
債務者　安中　武広
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第７４号
岐阜県瑞浪市須野志町２丁目90番地の２
債務者　安部　敏子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２３年（フ）第１２０８号
愛知県東海市富木島町勘七脇22番地の１
債務者　福山ツム子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２９６号
愛知県豊田市曙町５丁目70番地　アメニティ曙702号
債務者　板東ふみ子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第２８号
京都府福知山市土師新町１丁目51番地の２コスモハイツ202号
債務者　大江　優一
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２３年（フ）第２９号
京都府綾部市神宮寺町藤山３番地の２　藤山ハイツ106号
債務者　塩見きよ子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２３年（フ）第６２号
鳥取県米子市皆生温泉１丁目２番31号、住民票上の住所鳥取県米子市上福原７丁目10番３―103号
債務者　立石ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２３年（フ）第２５号
大分県日田市大字東有田3298番地
債務者　井上　直子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所日田支部
平成２３年（フ）第２６号
大分県日田市東町２番28号　清水アパート２号
債務者　山口　利実
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所日田支部
平成２３年（フ）第２７号
大分県日田市大山町東大山1164番地
債務者　日隈　稔彦
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所日田支部
平成２３年（フ）第２８号
大分県日田市大字三和742番地１　サンパティーク・ロジュマンＣ―203号
債務者　大塚　博明
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大分地方裁判所日田支部